

育児休業給付金の延長申請について

保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳又は1歳6か月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合、その子が1歳6か月又は2歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

1 延長事由（1歳6か月又は2歳まで支給対象となる場合）

① 育児休業の申出に係る子について、市町村に対して保育所※¹における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳又は1歳6か月に達する日※²後の期間について、当面その実施が行われない場合

※¹ 児童福祉法第39条に規定する保育所をいい、いわゆる「無認可保育施設」は含まれません。

※² 一定の要件を満たすことにより、育児休業終了予定日が1歳に達する日後である場合は、当該終了予定日。

☆あらかじめ1歳に達する日又は1歳6か月に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるように申込みを行っていない場合など復職の意思がない場合は該当しません。保育所による保育の申込み時期等については、市町村にご確認願います。

② 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、その子が1歳又は1歳6か月に達する日後の期間について、常態としてその子の養育を行う予定であった方が、以下のいずれかに該当した場合。

- ・ 死亡したとき
- ・ 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき
- ・ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき
- ・ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるかまたは産後8週間を経過しないとき（産前休業を請求できる期間または産前休業期間及び産後休業期間）

2 延長申請手続

上記延長事由が生じた場合は、支給申請の手続のための添付書類（賃金台帳や出勤簿等）と併せて、裏面の書類を添付してください。

また、併せて支給申請書の17欄（（支給対象期間延長事由－期間）、初回申請書の場合は23欄）に必要な記載を行うこととしてください。

なお、育児休業の申出に係る子の1歳に達する日後の延長、1歳6か月に達する日後の延長について、**それぞれ延長手続きが必要です。**

延長申請を行わなかった場合には、延長されませんので、ご注意ください。



3 確認書類

○ 保育所※¹による保育が実施されない……市町村により発行された証明書等※²

※¹ 保育所とは、児童福祉法39条に定める保育所であり、いわゆる無認可保育所は含まれません。

※² 保育の申込みを行い、かつ1歳到達日の翌日（1歳の誕生日）又は1歳6か月到達日の翌日において保育が行われていないことが確認できる市町村が発行した証明書等が必要です。

- 養育を予定していた配偶者の死亡……住民票の写しと母子健康手帳
- 養育を予定していた配偶者の疾病、負傷等……医師の診断書
- 養育を予定していた配偶者との別居……住民票の写しと母子健康手帳
- 養育を予定していた配偶者の産前産後……産前産後に係る母子健康手帳

市町村により発行された証明書（保育所入所保留通知書）について

保育所などの入所申込みを行い、第一次申込みで内定を受けていたにもかかわらず、これを辞退し、第二次申込みで落選した場合には、落選を知らせる「保育所入所保留通知書」にこうした事実が付記されることがあります。こうした付記がされた「保育所入所保留通知書」をハローワークに提出された場合は、保育所などの内定を辞退した理由を本人に確認し、やむを得ない理由※がない場合には、育児・介護休業法に基づく適正な申出にあらず、延長申請は認められません。

（※「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等に変更があり、内定した保育所などに子どもを入所させることが困難であったこと等になります。）

育児休業給付金の延長申請は、以下の①または②の申請時に、必要な確認書類を持参していただく必要がありますのでご注意ください。

- ① 延長する期間の直前の支給対象期間の支給申請時。（ただし1歳又は1歳6か月到達日以降の申請時に限る。）
- ② 1歳又は1歳6か月到達日を含む延長後の支給対象期間の支給申請時。

4 支給要件等

受給資格の確認を受けた被保険者であって、延長手続きを行ったうえで下記の支給要件を満たしている場合に支給対象となります。

期間雇用者（期間を定めて雇用される者）の方は、休業開始時において、次に該当しなければなりません。

同一事業主のもとで子が1歳6か月までの間（保育所における保育の実施が行われない等の理由により、子が1歳6か月後の期間について育児休業を取得する場合は、1歳6か月後の休業開始時において2歳までの間）に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないこと。

育児休業開始日から起算して1か月ごとに区切った場合（区切られた1か月の間に育児休業終了日または子が1歳に達する日が含まれる場合は、その育児休業終了日または子が1歳に達する日の前日まで）の各期間（これを「支給単位期間」といいます。）について、次の要件をすべて満たしていること。

イ 支給単位期間の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。

ロ 支給単位期間に、就業していると認められる日数が10日以下であること。

※ 支給単位期間について、10日をこえる場合にあっては、就業していると認められる時間が80時間以下であること。

（育児休業終了等により、1か月に満たない支給単位期間については、就業していると認められる日数が10日以下であるとともに、育児休業による全日休業日が1日以上あれば、当該要件を満たします。また、この全日休業日には、日曜日・祝祭日のような事業所の所定労働日以外の日を含みます。）

ハ 支給単位期間に支給された賃金額※が、休業開始時の賃金月額80%未満であること。